

不動産関係団体あて

国土交通省土地・建設産業局不動産課

住宅局住宅総合整備課

「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」等の対応言語拡充について
(情報提供)

平成 31 年 4 月 1 日に施行された新たな外国人材受入れのための在留資格を創設する「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）」に関連して、「共生社会の実現に向けた施策の推進について（依頼）」（平成 30 年 12 月 25 日付け国土動第 97 号及び国住賃第 15 号）において協力依頼をさせていただいたところです。

令和元年 6 月 18 日には、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」が決定され、充実策を強力に推進することとしております。（【参考 1】）

これを受け、国土交通省では、添付【参考 1】に示された充実施策のうち、『入居中のマナーに関する「入居後の住まい方のルール」を示した「入居の約束チェックシート」や外国語版の賃貸住宅標準契約書等の多言語化・周知』について以下のとおり取り組み、今般、国土交通省ホームページに掲載しました（【参考 2】）ので、お知らせいたします。

外国人の入居に係る業務の参考としていただくとともに、会員企業等の皆様への周知方、よろしくお願い申し上げます。

- 1 賃貸人及び不動産事業者向け「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」のうち第 5 章及び資料編について、8 言語から 14 言語へ拡充
- 2 外国人向け「部屋探しのガイドブック」（全編）について、8 言語から 14 言語へ拡充
- 3 上記 1 及び 2 に掲載の「入居の約束チェックシート」について、「内容」欄の拡充及び「やさしい日本語」による表記

【参考1】

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について

(令和元年6月18日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)」(抜粋)

2. 共生社会実現のための受入れ環境整備

(3) 生活サービス環境の改善等

○ 入居中のマナーに関する「入居後の住まい方のルール」を示した「入居の約束チェックシート」や外国語版の賃貸住宅標準契約書等の多言語化・周知

外国人の入居に当たっての契約上の注意点や入居から退去に至るまでの必要な情報等が掲載されている「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」及び「部屋探しのガイドブック」における入居の約束チェックシートや外国語版の賃貸住宅標準契約書等について、不動産関係団体と連携し、現状の8か国語から少なくとも11か国語以上への多言語対応の拡充を図るとともに、入居の約束チェックシートの項目の拡充、やさしい日本語による対応の検討を進め、ホームページでの公表や関係事業者への研修会等を通じて、周知・普及を図る。また、公的サポートを受ける場合には、入居の約束チェックシートを効果的に活用する。これらの取組の強化を踏まえ、賃貸者に対し外国人への柔軟な貸与を要請する。

[国土交通省]《関連施策番号41》

【参考2】

「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」「部屋探しのガイドブック」

国土交通省 HP

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000017.html

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局住宅総合整備課
賃貸住宅対策室

(代表) 03-5253-8506 (内線 39365)